令和 年 月 日

営繕部会長様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇〇〇株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　現場代理人　〇〇〇〇

工事関係者連絡会議の設置について（報　告）

千葉県県土整備部建設工事安全委員会設置要綱第２条（４）に基づき、下記のとおり設置しましたので報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 組織名 |  |
| 設置年月日 |  |
| 工事期間 |  |
| 役名 | 構成員組織名 | 職名 | 氏名 | 関連工事名 |
| 会長 |  |  |  |  |
| 副会長 |  |  |  |  |
| 幹事 |  |  |  |  |
| 会員 |  |  |  |  |
| 会員 |  |  |  |  |
| 会員 |  |  |  |  |
| 参事 | 営繕課 |  |  | 建築 |
| 参事 | 営繕課 |  |  | 電気 |
| 参事 | 営繕課 |  |  | 機械 |
| 事務局住所・連絡先 | ○○○○○株式会社○○市○○町○丁目○番○号ＴＥＬ ○○○－○○○－○○○○ |

規約例

工事連絡会議規約

（名称）

第１条 本会は、　　　　　　　　　　工事連絡会議（以下「連絡会議」という。）

　　　　という。

（目的）

第２条 連絡会議は、千葉県発注に係る、　　　　　　　工事において、相互に関連する受注会社間で、安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を予め定める等、連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施する事を目的とする。

（業務内容）

第３条 連絡会議は、次に掲げる業務を行う。

１）各工事に関連する仮設構造物の調整。

２）各関連工事の工程の調整。

３）緊急時（災害発生時）の連絡避難等、体制の整備。

４）現場作業者に対する安全教育の徹底。

５）公衆災害防止の徹底。

６）安全パトロ－ルの実施。

７）各種の安全に関する講習会、研修会の実施。

８）その他、工事の安全施工に係わる会員相互の連絡調整。

（組織）

第４条 連絡会議は、別表に掲げる者を全員とする。

（役員）

第５条 連絡会議に次の役員を置く。

１）会長 １　名

２）副会長 １　名

３）幹事 １　名

２．役員は、会員の互選により選出する。

３．会長は、連絡会議を招集し、その議長となる。

４．副会長は、会長不在のとき会長の職務を代理する。

５．幹事は、連絡会議の事務を分担する。

（参事）

第６条 連絡会議に参事を置く。

２．参事は、発注機関の関係職員のうち、別表に掲げる者とする。

３．参事は、連絡会議に参加し、意見を述べる事ができる。

（連絡会議）

第７条 連絡会議は、定例会及び臨時会とする。

２．定例会は、毎月１回定例日を定め開催する。

３．臨時会は、必要に応じて開催する。

（部会）

第８条 連絡会議の業務を迅速に処理するため、必要に応じて部会を置くことができる。

（事務局）

第９条 事務局は、会長が所属する受注会社に置き、連絡会議の事務を行う。

（雑則）

第１０条 この規約に定めるほか、連絡会議の運営に必要な事項は、連絡会議において定める。

付則 この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。